

平成 30 年度

離島・S S 過疎地における石油製品の流通合理化支援事業

環境対応型石油製品販売業支援事業

漏えい検査管採取物調査補助事業

申請者用手引書

平成 30 年 4 月改定

全国石油商業組合連合会

目 次

I . 事業の概要	
1. 漏えい検査管採取物調査補助事業について	2
2. 補助金を受けるための要件	2
3. 補助金の額	3
4. 補助金の申請から交付までの流れ	4
II . 漏えい検査管採取物調査補助事業を受けるに当たっての注意事項	5
III . 申請資格要件の確認	5
IV . 見積書の作成依頼	6
V . 調査業者に求める書類	8
VI . 申請書類の提出	9
VII . 実績報告書の提出	10
VIII . 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと	11
IX . 補助金の入金	11
X . その他の注意事項	11

I. 事業の概要

1. 漏えい検査管採取物調査補助事業について

給油所の地下タンク周囲に設置されている漏えい検査管から水、ガスを採取し、その中に含まれるベンゼン、鉛、及び油分を調査する際に、その調査費用の一部を補助します。

2. 補助金を受けるための要件

①申請者

- ・揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品質確保法」という）第3条に基づく経済産業大臣の登録を受けている揮発油販売業者であること。
- ・中小企業者であること。
- ・申請給油所を運営している者であること。
- ・運営している給油所数が、品確法の登録上70給油所以下であること。
- ・申請書（様式1号）の「誓約書」に記載のある各事項に該当しないこと。

* 「中小企業者」とは

小売業にあっては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人をいう。

卸売業にあっては資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人をいう。

②申請給油所

- ・品質確保法第3条に基づく経済産業大臣の登録を受けている給油所であること。

③補助対象要件

- ・地下埋設タンクの周囲に埋設されている漏えい検査管から試料として水、ガス又は水及びガスを採取すること。
- ・試料を採取する漏えい検査管は、最低限タンクごとに対角線位置（8ページ参照）になるように設定すること。
- ・試料が水の場合は原則としてベンゼン、鉛、油臭及び油膜を分析することとし、試料がガスの場合はベンゼンを分析すること。
- ・試料が水の場合は、次に掲げる方法により試料を採取し、分析すること。
 - イ 水の採取は、当該地点の水を適切に採取できる方法により行うこととする。ベンゼン、鉛を分析するための水は漏えい検査管内の水の中央付近から採取し、油臭及び油膜を分析するための水は漏えい検査管内の水の水面付近から採取する。
 - ロ ベンゼンに関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）」に準じ、工業標準化法に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」

という。) K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法とする。

ハ 鉛に関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第 6 条第 2 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成 15 年環境省告示第 17 号）」に準じ、日本工業規格 K 0 1 0 2 の 5.4 に定める方法とする。

ニ 油臭及び油膜に関する分析方法は、「油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壤農薬部会 土壤汚染技術基準等専門委員会 以下「油汚染対策ガイドライン」という。）」資料 4 の 2. 2 に定める水の油臭の測定方法、3. 2 に定める水の油膜の測定方法とする。

・試料がガスの場合は、次に掲げる方法により試料を採取し、分析すること。

イ ガスの採取は、「土壤汚染対策法施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成 15 年環境省告示第 16 号）」第 1 の 3 に準じ、行うこととする。

ロ ベンゼンに関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成 15 年環境省告示第 16 号）」第 2 に準じ、光イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-PID）、水素イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC-MS）とする。

・分析終了後、速やかに濃度計量証明書等を作成し、分析結果を提出すること。

④申請締切日

受付期間：第 1 回：平成 30 年 4 月 4 日～平成 30 年 4 月 25 日

第 2 回以降：未定

※受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。

※予算を超える申請があった場合、その受付期間中の全申請者を対象に予算の範囲で、補助率を 1/3 以下に按分して交付決定します。

⑤実績報告書提出締切日

補助事業が完了したとき（作業が終了して検査事業者に支払いが行われ、領収書を受領したとき）は、完了日から 30 日以内に実績報告書をご提出下さい。

また、最終提出日は当該年度の 2 月最終日（全石連必着）です。

3. 補助金の額

①補助対象経費

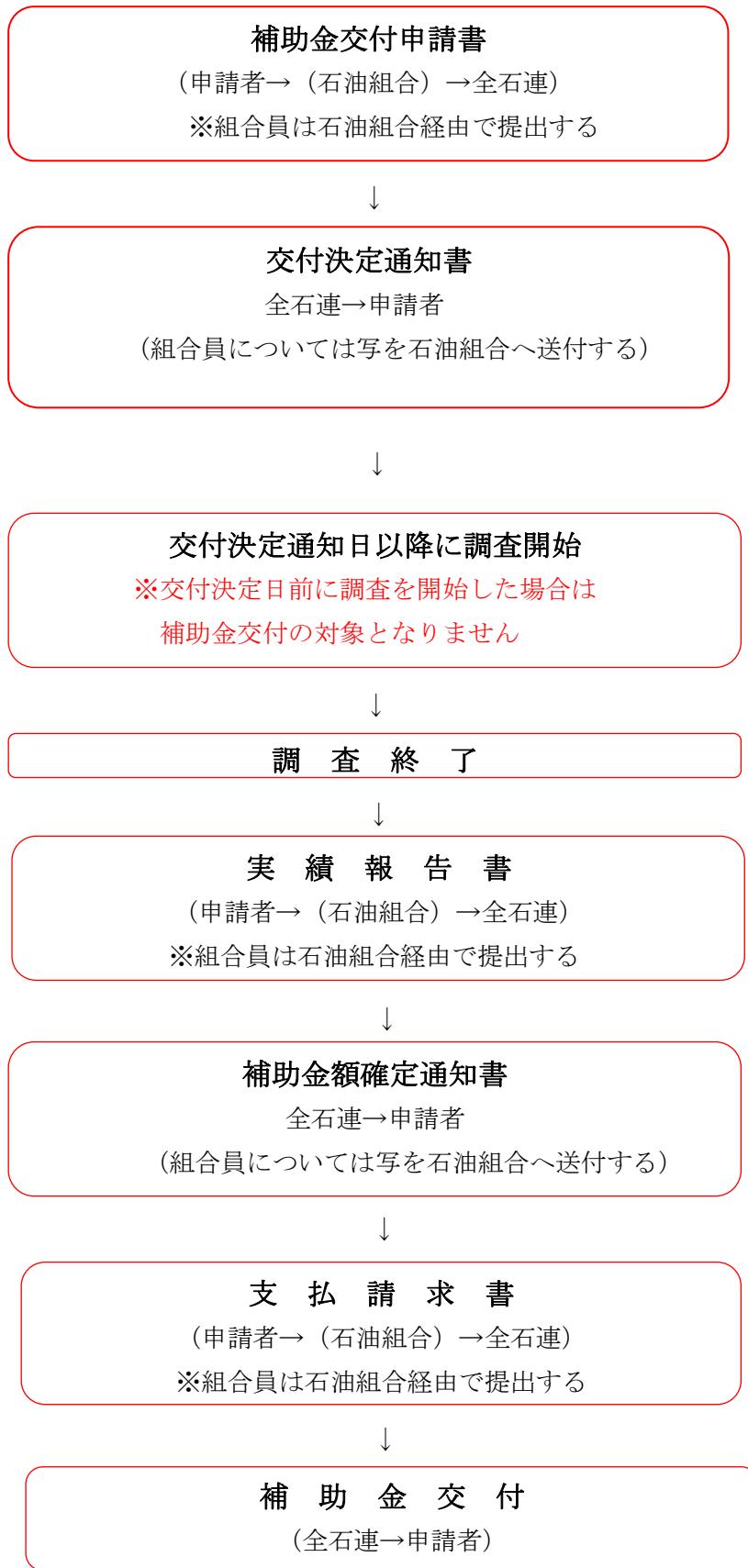
補助対象となる経費は、「試料採取費」、「分析費」、「濃度計量証明書等作成費」ですので、調査見積書で確認します。

なお「人件費」、「諸経費」、「本社経費」、「交通費」などは対象外経費です。

②補助金の額

補助金の額は補助対象経費の合計額、または基準単価により算定した経費の合計額のいかれか低い額（**上限 50 万円**）の 3 分の 1（**最大 166,666 円**）となります。（円未満切捨て）

4. 補助金の申請から交付までの流れ



II. 漏えい検査管採取物調査補助事業を受けるに当たっての注意事項

1. 見積もりは、2社以上の調査業者から求めて下さい。
2. 全石連では申請内容を添付書類で確認し、交付決定通知書を交付します。申請者は交付決定通知書を受領してから調査を開始して下さい。
交付決定を受ける前に調査を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意して下さい。
3. 補助金は、申請者が所要の代金を支払ったことを確認してから交付します。補助金を受けてから代金を支払うことはできませんので十分注意して下さい。

III. 申請資格要件の確認

申請するためには、申請者の資格、申請給油所の資格、補助金を受けるための要件がありますので、次の手順に従って確認して下さい。

Q 1. 申請するあなたは、品質確保法の登録揮発油販売業者ですか？

- はい ⇒ 『Q 2へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 2. 申請するあなたは、中小企業者ですか？（中小企業者の定義は2ページ参照）

- はい ⇒ 『Q 3へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 3. 申請するあなたは、申請給油所の運営者ですか？

- はい ⇒ 『Q 4へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 4 申請給油所は、現在品質確保法の登録を受けている給油所ですか？

- はい ⇒ 『Q 5へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 5. 申請書（様式1号）の「誓約書」に記載のある各事項に該当に該当しませんか？

- いずれにも該当しません ⇒ 『Q 6へ進んで下さい』
 該当する事項があります ⇒ 『申請できません』

Q 6. 2～3ページに記載されている補助対象要件に適合するように調査を実施しますか？

- はい ⇒ 『申請資格がありますので、IVへ進んでください。』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

IV. 見積書の作成依頼

1. 当該補助事業の請負事業者の資格は、次の①～④の通りです。2社以上の見積書を提出して下さい。

①土壤汚染対策法に基づく指定調査機関

②計量法に基づく計量証明登録事業者（他社へ委託可）

③消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱免状取得者

④以下に該当しないこと

本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者（社）で、その執行を終えた日から2年を経過しない者（社）

2. 選定した2社以上の検査業者に対し、調査期間や調査の段取り（調査の開始は全石連からの交付決定通知書が届いた後に可能となること）等、調査に関する諸条件を明確にし、どの調査業者にも同様の見積もり条件になるように指示して下さい。

3. 見積もり条件

①本来であれば事前に水、ガス、或いは両方を採取するかどうかを調査業者へ指示しますが、採取する際の状況により採取する試料を変更する場合は、予め水、ガスの両方を採取する条件で見積書を求めて下さい。

②分析方法などの詳細条件は次のとおりです。

・地下埋設タンクの周囲に埋設されている漏えい検査管から試料として水、ガス又は水及びガスを採取すること。

・試料を採取する漏えい検査管は、最低限タンクごとに対角線位置になるように設定すること。

・試料が水の場合は原則としてベンゼン、鉛、油臭及び油膜を分析することとし、試料がガスの場合はベンゼンを分析すること。

・試料が水の場合は、次に掲げる方法により試料を採取し、分析すること。

イ 水の採取は、当該地点の水を適切に採取できる方法により行うこととする。ベンゼン、鉛を分析するための水は漏えい検査管内の水の中央付近から採取し、油臭及び油膜を分析するための水は漏えい検査管内の水の水面付近から採取する。

ロ ベンゼンに関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）」に準じ、工業標準化法に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法とする。

ハ 鉛に関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）」に準じ、日本工業規格K0102の5.4に定める方法とする。

ニ 油臭及び油膜に関する分析方法は、「油汚染対策ガイドライン（平成18年3月中央環境審議会土壤農薬部会 土壤汚染技術基準等専門委員会 以下「油汚染対策ガイドライン」という。）」資料4の2.2に定める水の油臭の測定方法、3.2に定める水の油膜の測定方法とする。

・試料がガスの場合は、次に掲げる方法により試料を採取し、分析すること。

イ ガスの採取は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第1号及び第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）」第1の3に準じ、行うこととする。

ロ ベンゼンに関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第1号及び第2号の規定に基づく環境大臣が定め

る土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）」第2に準じ、光イオン化検出器を用いるガスクロマトグラ法（GC-PID）、水素イオン化検出器を用いるガスクロマトグラ法（GC-FID）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC-MS）とする。

- ・分析終了後、速やかに濃度計量証明書等を作成し、分析結果を提出すること。

4. 選定した2社以上の検査業者に対し、見積書の他、次の①②の書類を徴求して下さい。

- ①土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書
- ②計量法に基づく計量証明事業登録証

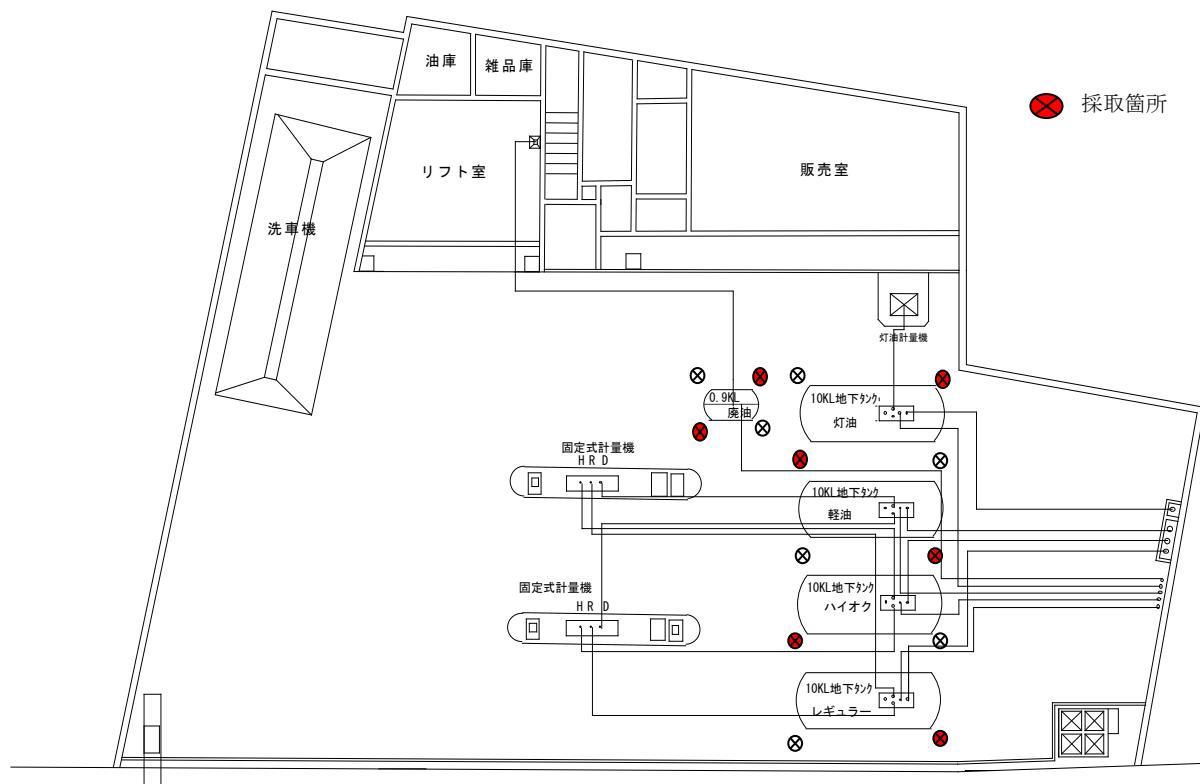
※見積り依頼をした事業者で計量証明事業登録の資格がない場合は、分析委託先の計量証明事業登録証の写しと、分析委託先の見積書を提出して下さい。

5. 選定した2社以上の調査業者からの見積もりで品質と価格を競争させ、最も安価であった調査業者に発注して下さい。

ただしこの時点では、交付決定を受けていないので、漏えい検査管採取物調査を開始すると補助金が交付されませんので十分注意して下さい。

V. 調査業者に求める書類

①調査平面図（試料採取する漏えい検査管の平面図）（例）



②作業工程表

③調査を発注する業者の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書の写し

※見積もり段階で入手しておいて下さい。

④調査を発注する業者の計量法に基づく計量証明事業登録証の写し

※発注先調査業者で計量証明事業登録の資格がない場合は、分析委託先の計量証明事業登録証の写しと、分析委託先の見積書を提出して下さい。

⑤消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱取得者の免状の写し

VI. 申請書類の提出

補助金申請をするときは、交付申請書に以下の書類を添付して石油組合または全石連に提出して下さい。

受付期間：第1回：平成30年4月4日～平成30年4月25日

第2回以降：未定

※受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。

※予算を超える申請があった場合、その受付期間中の全申請者を対象に予算の範囲で、補助率を1／3以下に按分して交付決定します。

A. 申請給油所の品質確保法の給油所の登録書類

*次のいずれかの書類を揃えて下さい。

- (ア) 申請給油所の「揮発油販売業（変更）登録申請書」の写しと「揮発油販売業（変更）登録通知書」の写し
- (イ) 申請給油所の「生産揮発油品質維持計画終了日（変更）認定申請書」写しと「生産揮発油品質維持計画終了日（変更）認定書」写し（いずれも有効期限内のもの）
- (ウ) 上記以外の同様の内容を証明する書類

B. 中小企業者であることを証明する以下の書類

- ① 資本金の額又は出資の総額で証明する場合
商業登記簿謄本写し（申請日より3ヶ月以内のもの）
- ② 従業員数で証明する場合
法人・・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し（直近の領収印のあるもの）
個人・・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し（直近の領収印のあるもの）
所得税青色申告決算書写し（前年度分で税務署の受付印があるもの）等

* 卸売業として申請する場合は上記書類と併せて、卸売業の証明書（以下等）を添付。「生産揮発油品質維持計画認定変更にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明並びに品質維持誓約書」写し、または「揮発油の品質確保に関する契約書」写し（いずれも有効期間内のもの）を添付してください。

C. （別紙）漏えい検査管採取物調査補助事業

D. 見積書（2社以上・原本）

見積書の作成依頼を行った調査業者の見積書を揃えて下さい。

E. 発注先調査業者の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書の写し

F. 発注先調査業者の計量法に基づく計量証明事業登録証の写し

※発注先調査業者で計量証明事業登録の資格がない場合は、分析委託先の計量証明事業登録証の写しと、分析委託先の見積書を提出して下さい。

G. 発注先調査業者の消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱取得者の免状の写し

H. 競争見積もり先の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書の写し

I . 競争見積もり先の計量法に基づく計量証明事業登録証の写し

*競争見積もり先で計量証明事業登録の資格がない場合は、分析委託先の計量証明事業登録証の写しと、分析委託先の見積書を提出して下さい。

J . 調査平面図（試料採取する漏えい検査管の平面図）

K . 作業工程表

*全石連では申請書の内容を確認し、交付決定を行っております。「交付決定通知書」を受理後、調査を行ってください。(分析を委託する場合、受託事業者は交付決定後に「委託契約等」を行ってください。)

VII. 実績報告書の提出

用意した実績報告書と添付書類は申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連へ提出して下さい。

補助事業が完了したとき（作業が終了して検査事業者に支払いが行われ、領収書を受領したとき）は、完了日から30日以内に実績報告書をご提出下さい。

また、最終提出日は当該年度の2月最終営業日（全石連必着）です。

実績報告書添付書類

①（別紙1）、（別紙2）漏えい検査管調査補助事業

②調査代金請求書写し

③調査代金を支払ったことを確認するための振込依頼書の写し、又は領収書の写し

*他の支払金と一括での支払いの場合は全石連が求める証憑類が必要となります。

*金融機関からの振込手続きで、代金支払額から送金手数料を差引いた場合は、調査業者への代金支払額が値引き扱いとなります。

従いまして補助金の額が減額されますので、ご注意ください。（送金手数料は、補助金の対象にはなりません）

*金融機関のオンライン振込システムを利用して支払った場合は、金融機関に振込処理を行った際の一覧表を印刷したもの。（振込日、振込先、振込人、振込金額、振込手数料等のわかるもので振込が行われた日以後のものを印刷してください。）

調査請負業者へ支払ったことを確認する書類ですので、鮮明にコピーして下さい。

*手形や小切手による支払い場合は、手形や小切手の写し及び決済されたことが分かる書類（当座勘定照合表等）をご提出ください。また、回し手形による支払いについては補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

④調査写真

・カラー写真で提出して下さい。（白黒は不可）

・撮影用のホワイトボード等に、申請者名、給油所名、試料を採取している漏えい検査管の番号、

- 採取物、撮影日付、調査業者名を記載して、調査内容がわかるように撮影して下さい。
- ・また水を採取し、油臭・油膜を調査する場合は、調査箇所が明確になるように撮影して下さい。
- ⑤ベンゼン、鉛の「濃度計量証明書」と、油臭・油膜の「調査結果報告」を添付した「調査報告書」(分析を委託した場合は「委託契約書」(又は「発注書・受注書」)の写し)
- *全石連では実績報告書類の内容を確認して最終的な補助金の金額をお知らせする「補助金額確定通知書」を送付します。

VIII. 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと

- 送付された「補助金額確定通知書」の金額を確認して下さい。
- 調査代金の値引きや、申請した調査内容と異なる調査を実施した場合は交付決定通知書に記載されている金額から減額されます。
- 「支払請求書」に必要事項を記入の上、申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連へ速やかに提出して下さい。

IX. 補助金の入金

全ての手続きが終了してから、概ね2ヶ月～3ヶ月以内に補助金が交付されます。

X. その他の注意事項

補助金の申請書及び実績報告書等は5年間の保管義務があります。
この間、国に対し提出を求められることがありますので、大切に保管ください。